

# 通所介護重要事項説明書

＜令和6年6月1日 現在＞

## 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0480-48-6699 (8時～18時)  
 担当 生活相談員 笹嶋 直彦

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 しらさぎ苑通所介護センターの概要

(1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	しらさぎ苑通所介護センター
所在地	埼玉県幸手市大字下吉羽 1250 番地 1
介護保険指定番号	1176100038
サービスを提供する主たる対象地域	幸手市、杉戸町、久喜市、五霞町

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同センターの職員体制 (一日の)

		常勤	非常勤	業務内容
管理者		1名 ( )	名 ( )	サービス管理全般
生活相談員		1名 (1)	名 ( )	生活上の相談等
理学療法士		名 ( )	1名 (1)	リハビリテーション・機能回復訓練等
事務職員		名 ( )	名 ( )	一般事務・料金請求等
看護介護職員	看護師	名 ( )	1名 ( )	医療、健康管理業務等
	准看護師 機能訓練指導員	名 ( )	1名 ( )	
	介護福祉士	4名 (2)	1名 ( )	日常介護業務等
	その他 ヘルパー2級 社会福祉主事	1名 (1)	1名 ( )	

( ) 内は男性再掲

#### (4) 設備の概要

定員	40 名	静養室	2 室
食堂・機能訓練室	1 室	相談室	1 室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽 があります。	送迎車	5 台

#### (5) サービス時間 (通常)

9:30 ~ 16:35 (7時間以上8時間未満)

※ただし、送迎時間を除く

### 3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容は別添資料をご覧ください。

### 4 料金

(1) 契約書別紙1をご覧ください。

(2) お支払方法等

①毎月27日リコーリース株式会社の集金代行による契約者の指定する口座からの引落し(27日が休業日の場合は翌営業日)。

※解約のご連絡をいただくまで、毎月指定口座より自動で引落します。

②新規契約に於ける登録情報エラー及び残高不足による口座引き落とし不能時には、下記のいずれかの方法によりお支払いをお願いします。

#### 記

ア.窓口での現金支払

イ.指定口座への振り込み

武蔵野銀行 幸手支店 普通預金 33472  
社会福祉法人 幸和会 理事長 堀中 靖

※お振込み頂く際の手数料につきましては、お客様にてご負担いただきますよう、ご理解とご承知をお願い申し上げます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

#### ② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または、要支援（1）、同（2）と認定された場合……非該当等となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

#### ④ その他

当事業所が以下の用件にあてはまった場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ・ 守秘義務に反した場合。
- ・ 利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ・ 当施設が破産した場合。

利用者が、以下の用件にあてはまった場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

- ・ サービス利用料金の支払いを15日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合。

- ・ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合。
- ・ 利用者が入院または病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- ・ 利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

## 6 当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

## 8 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- (2) 事業者は、重大事故が発生した場合には、直ちに所定の「事故等発生状況報告書」の書式により関係者の状況、事故の内容、対応等を記録し監査官庁に報告をします。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかにすることとします。ただし事業者及び従業員の責に帰すべからず事由による場合にはこの限りではありません。

## 9 第三者機関の評価実施について

当施設は第三者機関の評価実施は行っておりません。

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、下記利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県幸手市大字下吉羽 1250 番地 1

名 称 社会福祉法人 幸 和 会

しらさぎ苑通所介護センター

理 事 長 堀 中 靖

説明者 生活相談員 笹嶋 直彦

私は、契約書及び本書面により、上記事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_